

海田町税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

海田町長 竹 野 内 啓 佑

海田町規則第10号

海田町税規則の一部を改正する規則

海田町税規則（平成11年海田町規則第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「共有に係る固定資産」の次に「（法第352条及び第352条の2の規定により連帯して納税義務を負わないものを除く。次条において同じ。）」を加える。

第12条第2項中「ある者）」を「ある者）」に改める。

第13条の2の見出し及び同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項中「特別の使用」を「特別の仕様」に改め、同条第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第14条の2の見出し及び第14条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の海田町税規則の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。